

平成19年度 京都府特別支援教育体制推進事業実施要項

1 趣 旨

京都府教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、平成13年度・14年度実施の「学習障害（LD）のある児童生徒に対する指導体制の充実事業」を踏まえ、平成15、16年度にはLDに加えADHD、高機能自閉症等の児童生徒に対する総合的な教育支援体制の整備を図るため、推進地域を指定して「特別支援教育推進体制モデル事業」を実施し、「特別支援連携協議会」の設置、「個別の教育支援計画」の策定のための検討、盲・聾・養護学校から小・中学校等への支援により、小・中学校の通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等を含めた障害のある児童生徒に対する総合的な教育支援体制の整備を進めた。

さらに平成17年度からは府内全域を推進地域とし、幼稚園から高等学校までの相談支援を中心とした特別支援教育の支援体制整備に取り組んできた。

平成19年度は、これまで実施してきた「特別支援教育体制推進事業」の事業内容を継承するとともに、幼稚園及び高等学校の体制整備を進め、学生支援員の活用、「発達障害早期総合支援モデル事業」、「高等学校における発達障害支援モデル事業」、「職業自立を推進するための実践研究事業」にも取り組み、乳幼児期から成人期の就労に至るまでの一貫した支援体制の整備を図ることとする。

また、障害のある幼児に対する早期支援の重要性に鑑み、保育所も本事業の対象とする。なお、発達障害のある幼児児童生徒（以下「児童等」という。）に対する支援体制の整備に当たっては、発達障害者支援法の趣旨を踏まえ、厚生労働省の「発達障害者支援体制整備事業」と連携協働して実施することとされており、医療、保健、福祉、労務等の関係機関が連携した個別の教育支援計画に基づき乳幼児期から就労に至るまでの一貫した支援体制の整備を目指す。

2 事業の実施

教育委員会は、文部科学省の委嘱を受け、事業を実施する。京都市に係る事業の実施については、京都市教育委員会が別途定める。

(1) 調査研究運営会議の設置

教育委員会は、教育委員会、学校、学識経験者及び関係機関等の関係者からなる調査研究運営会議を設置する。

(2) 特別支援連携協議会の設置

教育委員会は、LD、ADHD、高機能自閉症等の児童等を含め、障害のある児童等に対する支援体制の整備を促進するため、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係部局、大学、親の会等の関係者からなる「広域特別支援連携協議会」を設置する。また特別支援学校ごとに設定する支援地域ごとに、教育局と連携し、管内関係部局・機関等の関係者からなる「特別支援連携協議会」を設置し、支援地域内における市町村単位の特別支援教育を推進する。

(3) 幼稚園、小・中学校及び高等学校等におけるLD、ADHD、高機能自閉症等の児童等に対する総合的な支援体制の整備

文部科学省の協力者会議においてとりまとめられた、LD、ADHD、高機能自閉症の定義、判断基準（試案）等を活用して実態の把握に努めるとともに、その他の障害のある児童等も含めた支援を行うため、学校（園）内の体制整備及び関係部局や機関の連携協力による一定の地域におけるLD、ADHD、高機能自閉症等の児童等に対する支援体制の整備を図るため、以下の取組を行う。

ア 推進地域の指定

教育委員会は、LD、ADHD、高機能自閉症等の児童等への支援体制の整備を府内全域において行う。

さらに、以下の事業については特に推進地域を指定する。

- (7) 学生支援員の活用（山城教育局管内）
- (4) 発達障害早期総合支援モデル事業（福知山市）
- (7) 高等学校における発達障害支援モデル事業（府立朱雀高等学校）
- (4) 職業自立を推進するための実践研究事業（中丹地域）

イ 校（園）内委員会の設置

府内のすべての公立の幼稚園、小・中学校、高等学校等においては、児童等の実態把握等を行うために、校（園）長、副校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任、その他必要な者で構成する「校（園）内委員会」を設ける。

ウ 特別支援教育コーディネーターの指名

府内のすべての公立の幼稚園、小・中学校、高等学校等においては、校（園）内委員会での推進役、専門家チーム、関係機関や保護者との連絡調整等を行う「特別支援教育コーディネーター」を指名する。

エ 巡回相談の実施

教育委員会は、LD、ADHD、高機能自閉症等に関する専門的知識・経験を有する者を巡回相談員として委嘱する。

(7) 支援地域巡回相談員は、各教育局と特別支援学校との連携のもとに、依頼に応じて巡回相談チームを編成し、管内の幼稚園、小・中学校、高等学校等を定期的に巡回し、当該学校の教員にLD、ADHD、高機能自閉症等の児童等に対する指導計画及び内容・方法等に関する助言等を行う（これらの児童等について個別の指導計画及び個別の教育支援計画が作成される場合には、作成に向けた助言を含む）。あわせて支援地域における機能的・効果的な巡回相談の在り方を検証するものとする。

(4) 京都府巡回相談員は、京都府全域を対象に巡回相談を行う。各教育局を通じ、必要に応じて支援地域の巡回相談を支援する。

級指導教室の担当教員による支援について実践的な研究を進める。

オ 専門家チームの設置

教育委員会は、幼稚園、小・中学校、高等学校等からの申し出に応じて、LD、ADHD、高機能自閉症等を含む障害の有無に係る判断や望ましい教育的対応等の助言を行うため、教育委員会の職員、教員、心理学の専門家、医師等からなる専門家チームを設置する。

カ 個別の指導計画の作成

すべての公立の幼稚園、小・中学校、高等学校等においては、LD、ADHD、高機能自閉症等を含む障害のある児童等一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、幼稚園、小・中学校、高等学校等における教育課程や指導計画、当該児童等の「個別の教育支援計画」等を随まえて、より具体的に児童等一人一人の教育的ニーズに対応した「個別の指導計画」を作成する。

キ 個別の教育支援計画の策定

府内すべての公立の幼稚園、小・中学校、高等学校等においては、長期的な視点に立ってLD、ADHD、高機能自閉症等を含めた障害のある児童等一人一人のニーズを的確に把握して、個別の指導計画を作成するとともに、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関の連携による適切な教育的支援を効果的に行うことができるよう、教育的支援の目標や内容、役割等に関する「個別の教育支援計画」を策定する。

ク 学生支援員を活用した支援

推進地域内の指定校においては、教員志望の学生等を「学生支援員」として学校へ派遣し、発達障害を含む障害のある児童等の支援に当たらせる。

なお、学生支援員が、障害のある児童等に支援を行うに際しての基礎的な知識を習得するため、必要に応じて事前に講習会を実施する。

ケ 特別支援教育充実事業の活用

学校における体制整備の充実を進めるため「特別支援教育充実事業」による非常勤講師の配置を活用し、効果的な校内支援体制の在り方を検証する。

コ 理解・啓発

府内すべての公立の幼稚園、小・中学校、高等学校等は各地域内において、特別支援教育に対する理解・啓発に努める。

(4) 特別支援学級や通級指導教室の活用

学校教育法や中央教育審議会管掌を踏まえ、現行制度の中で、特別支援教室（仮称）の構想を実現するための先導的な取組を行うこととし、通常の学級に在籍し通級による指導を受けていない発達障害を含む障害のある児童生徒に対する、特別支援学級及び通

(5) 特別支援学校における特別支援教育の推進

特別支援学校における特別支援教育を推進するため、「特別支援学校・地域等連携推進事業」を活用し、以下の取組を行う。

ア 「特別支援学校・地域等連携推進事業」

(7) 特別支援教育推進校

すべての府立特別支援学校10校を「特別支援教育推進校」（以下「推進校」という。）として指定する。

推進校は、これまで蓄積してきた専門的な知識や技能を生かし、地域の特別支援教育のセンターとしての機能を充実を図るため、具体的に推進地域の幼稚園、小・中学校、高等学校等への支援を行いながら、その支援方策や連携協力の在り方等について実践的な研究を行う。

推進校は、併せて、複数の障害種、重複障害にどのように対応していくかなどの研究を行うものとする。

(4) 地域支援センターの設置

推進校には、センター的機能の推進を明確化するため、「地域支援センター」を設置する。

(9) 地域支援コーディネーター等の指名

各推進校は、関係機関、保護者、地域の学校等との連絡調整を推進するため、「地域支援センター長」及び「地域支援コーディネーター」を指名する。その他、各校の実情に応じて、「特別支援教育コーディネーター」を指名する。

(6) 相談支援チーム（巡回相談チーム）の設置

各推進校は、障害のある児童等に対する望ましい教育的対応について学校等に助言を行うため、関係機関等と連携し、医師、心理学の専門家、福祉関係者及び高い専門性を有する学校等（特別支援学校を含む。）の教職員等からなる相談支援チーム（巡回相談チーム）を設置するものとする。

(7) 教育相談

各推進校は、相談支援チーム（巡回相談チーム）を運営・活用しながら、障害のある児童等、その保護者及び学校等に対して、電話、来校及び巡回等による教育相談を行うものとする。

(8) 研修支援等

各推進校は、学校等からの要請に応じて研修講師の派遣、教材・教具の貸出し、施設設備の提供等、必要な支援を行うものとする。

イ 中学校、高等学校及び特別支援学校等においては、発達障害を含む障害のある生徒の就職の支援に関してハローワーク等との連携に特に留意する。

ウ 障害のある子どもに対する早期支援の重要性に鑑み、上記関連事業関係係部局と調整の上、保育所も本事業の対象とする。

3 事業の実施期間
事業の実施期間は、平成19年度とする。

4 連絡会議
教育委員会は、事業推進のため、各教育局担当指導主事、地域支援コーディネーター等による連絡会議を必要に応じて開催する。

5 経費
文部科学省から給付された経費を、本事業費に充てる。

6 事業実施状況調査
本事業の実施状況及び経理処理状況について調査を行う。

7 事業報告等
教育委員会は、本事業終了後、事業の実施状況及び経理処理状況をとりとめの上、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長に提出するものとする。

8 その他
下記の法令、通知等の内容にも十分留意し、効果的な事業の実施に努めること。

- ・ 「発達障害者支援法」(平成16年12月10日法律167号)
- ・ 文部科学省関係局長連名通知「発達障害のある児童生徒等への支援について(通知)」(平成17年4月1日付け17文科初第211号)
- ・ 「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」(平成17年12月8日中央教育審議会答申)
- ・ 「学校教育法施行規則の一部改正等について(通知)」(平成18年3月31日付け17文科初第1177号)
- ・ 「特別支援教育の推進のための学校教育法等の一部改正について(通知)」(平成18年7月18日付け18文科初第446号)

(4) 個別の指導計画の作成

各推進校は、障害のある児童等一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、当該児童等の「個別の教育支援計画」等を踏まえて、より具体的に児童等一人一人の教育的ニーズに対応した「個別の指導計画」を作成する。また、地域の学校等の「個別の指導計画」の作成を積極的に支援するものとする。

(5) 個別の教育支援計画の策定

各推進校は、長期的な視点に立って障害のある児童等一人一人のニーズを的確に把握し、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連携による適切な教育的支援を効果的に行うことができよう、教育的支援の目標や内容、役割等に関する「個別の教育支援計画」を策定し、その充実のために、適宜の評価を踏まえた計画の見直しなどにも取り組む。また、地域の学校等の「個別の教育支援計画」の作成を積極的に支援するものとする。

イ 職業自立を推進するための実践研究事業の実施

中丹養護学校及び舞鶴養護学校においては、労働関係機関、企業等と連携し、障害のある生徒の就労を支援し、職業自立を促進するための実践研究を行う。

(6) 特別支援教育コーディネーターの養成研修

教育委員会は、コーディネーター養成研修を京都府総合教育センターの講座として実施する。その他、支援地域ごとの研修についても積極的に進める。

(7) 一般教員の特別支援教育に関する研修

各地域の実情に応じた一般教員の特別支援教育に関する研修プログラムの具体的内容について、調査研究運営会議で検討を行い、各教育局を中心にその研修を実施する。研修の実施に際しては、国・私立学校関係者も受講できるように配慮する。

(8) 関連事業との連携

- ア 本事業の実施に当たっては、厚生労働省の実施する「発達障害者支援体制整備事業」と連携協働して行うこととする。
- (7) 調査研究運営会議の委員に当該事業の担当部局の参画を得る。
- (4) 広域特別支援連携協議会の設置に当たっては、当該事業における「発達障害者支援体制整備検討委員会」と密接な連携を図る。
- (5) 支援地域における特別支援連携協議会については、障害保健福祉圏域等を考慮して設置し、連携して事業実施にあたる。



19 文科初第 125 号
平成 19 年 4 月 1 日

各都道府県教育委員会教育長 殿
各指定都市教育委員会教育長 殿
各都道府県知事 殿
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿

文部科学省初等中等教育局長
錢谷 眞美

(印影印刷)

特別支援教育の推進について（通知）

文部科学省では、障害のある全ての幼児児童生徒の教育の一層の充実を図るため、学校における特別支援教育を推進しています。

本通知は、本日付けをもって、特別支援教育が法的に位置付けられた改正学校教育法が施行されるに当たり、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「各学校」という。）において行う特別支援教育について、下記により基本的な考え方、留意事項等をまとめて示すものです。

都道府県・指定都市教育委員会にあっては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県知事にあっては、所轄の学校及び学校法人に対して、国立大学法人にあっては、附属学校に対して、この通知の内容について周知を図るとともに、各学校において特別支援教育の一層の推進がなされるようご指導願います。

なお、本通知については、連携先の諸部局・機関への周知にもご配慮願います。

記

1. 特別支援教育の理念

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

2. 校長の責務

校長（園長を含む。以下同じ。）は、特別支援教育実施の責任者として、自らが特別支援教育や障害に関する認識を深めるとともに、リーダーシップを発揮しつつ、次に述べる体制の整備等を行い、組織として十分に機能するよう教職員を指導することが重要である。

また、校長は、特別支援教育に関する学校経営が特別な支援を必要とする幼児児童生徒の将来に大きな影響を及ぼすことを深く自覚し、常に認識を新たにして取り組んでいくことが重要である。

3. 特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組

特別支援教育を実施するため、各学校において次の体制の整備及び取組を行う必要がある。

(1) 特別支援教育に関する校内委員会の設置

各学校においては、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うため、校内に特別支援教育に関する委員会を設置すること。

委員会は、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、教務主任、生徒指導主事、通級指導教室担当教員、特別支援学級教員、養護教諭、対象の幼児児童生徒の学級担任、学年主任、その他必要と思われる者などで構成すること。

なお、特別支援学校においては、他の学校の支援も含めた組織的な対応が可能な体制づくりを進めること。

(2) 実態把握

各学校においては、在籍する幼児児童生徒の実態の把握に努め、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の存在や状態を確かめること。

さらに、特別な支援が必要と考えられる幼児児童生徒については、特別支援教育コーディネーター等と検討を行った上で、保護者の理解を得ることができるよう慎重に説明を行い、学校や家庭で必要な支援や配慮について、保護者と連携して検討を進めること。その際、実態によっては、医療的な対応が有効な場合もあるので、保護者と十分に話し合うこと。

特に幼稚園、小学校においては、発達障害等の障害は早期発見・早期支援が重要であることに留意し、実態把握や必要な支援を着実に行うこと。

(3) 特別支援教育コーディネーターの指名

各学校の校長は、特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う教員を「特別支援教育コーディネーター」に指名し、校務分掌に明確に位置付けること。

特別支援教育コーディネーターは、各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担うこと。

また、校長は、特別支援教育コーディネーターが、学校において組織的に機能するよう努めること。

(4) 関係機関との連携を図った「個別の教育支援計画」の策定と活用

特別支援学校においては、長期的な視点に立ち、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した教育的支援を行うため、医療、福祉、労働等の様々な側面からの取組を含めた「個別の教育支援計画」を活用した効果的な支援を進めること。

また、小・中学校等においても、必要に応じて、「個別の教育支援計画」を策定するなど、関係機関と連携を図った効果的な支援を進めること。

(5) 「個別の指導計画」の作成

特別支援学校においては、幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化等に対応した教育を一層進めるため、「個別の指導計画」を活用した一層の指導の充実を進めること。

また、小・中学校等においても、必要に応じて、「個別の指導計画」を作成するなど、一人一人に応じた教育を進めること。

(6) 教員の専門性の向上

特別支援教育の推進のためには、教員の特別支援教育に関する専門性の向上が不可欠である。したがって、各学校は、校内での研修を実施したり、教員を校外での研修に参加させたりすることにより専門性の向上に努めること。

また、教員は、一定の研修を修了した後でも、より専門性の高い研修を受講したり、自ら最新の情報を収集したりするなどして、継続的に専門性の向上に努めること。

さらに、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が実施する各種指導者養成研修についても、活用されたいこと。

なお、教育委員会等が主催する研修等の実施に当たっては、国・私立学校関係者や保育所関係者も受講できるようにすることが望ましいこと。

4. 特別支援学校における取組

(1) 特別支援教育のさらなる推進

特別支援学校制度は、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育を実施するためのものであり、その趣旨からも、特別支援学校は、これまでの盲学校・聾学校・養護学校における特別支援教育の取組をさらに推進しつつ、様々な障害種に対応することができる体制づくりや、学校間の連携などを一層進めていくことが重要であること。

(2) 地域における特別支援教育のセンター的機能

特別支援学校においては、これまで蓄積してきた専門的な知識や技能を生かし、地域における特別支援教育のセンターとしての機能の充実を図ること。

特に、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校の要請に応じて、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒のための個別の指導計画の作成や個別の教育支援計画の策定などへの援助を含め、その支援に努めること。

また、これらの機関のみならず、保育所をはじめとする保育施設などの他の機関等に対しても、同様に助言又は援助に努めることとされたいこと。

特別支援学校において指名された特別支援教育コーディネーターは、関係機関や

保護者、地域の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び他の特別支援学校並びに保育所等との連絡調整を行うこと。

(3) 特別支援学校教員の専門性の向上

上記のように、特別支援学校は、在籍している幼児児童生徒のみならず、小・中学校等の通常学級に在籍している発達障害を含む障害のある児童生徒等の相談などを受ける可能性も広がると考えられるため、地域における特別支援教育の中核として、様々な障害種についてのより専門的な助言などが期待されていることに留意し、特別支援学校教員の専門性のさらなる向上を図ること。

そのためにも、特別支援学校は、特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有状況の改善、研修の充実に努めること。

さらに、特別支援学校教員は、幼児児童生徒の障害の重複化等に鑑み、複数の特別支援教育領域にわたって免許状を取得することが望ましいこと。

5. 教育委員会等における支援

各学校の設置者である教育委員会、国立大学法人及び学校法人等においては、障害のある幼児児童生徒の状況や学校の実態等を踏まえ、特別支援教育を推進するための基本的な計画を定めるなどして、各学校における支援体制や学校施設設備の整備充実等に努めること。

また、学校関係者、保護者、市民等に対し、特別支援教育に関する正しい理解が広まるよう努めること。

特に、教育委員会においては、各学校の支援体制の整備を促進するため、指導主事等の専門性の向上に努めるとともに、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係部局、大学、保護者、NPO等の関係者からなる連携協議会を設置するなど、地域の協力体制の構築を推進すること。

また、教育委員会においては、障害の有無の判断や望ましい教育的対応について専門的な意見等を各学校に提示する、教育委員会の職員、教員、心理学の専門家、医師等から構成される「専門家チーム」の設置や、各学校を巡回して教員等に指導内容や方法に関する指導や助言を行う巡回相談の実施（障害のある幼児児童生徒について個別の指導計画及び個別の教育支援計画に関する助言を含む。）についても、可能な限り行うこと。なお、このことについては、保育所や国・私立幼稚園の求めに応じてこれらが利用できるよう配慮すること。

さらに、特別支援学校の設置者においては、特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有状況の改善に努めること。

6. 保護者からの相談への対応や早期からの連携

各学校及び全ての教員は、保護者からの障害に関する相談などに真摯に対応し、その意見や事情を十分に聴いた上で、当該幼児児童生徒への対応を行うこと。

その際、プライバシーに配慮しつつ、必要に応じて校長や特別支援教育コーディネーター等と連携し、組織的な対応を行うこと。

また、本日施行される「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政

令の整備等に関する政令（平成 19 年政令第 55 号）」において、障害のある児童の就学先の決定に際して保護者の意見聴取を義務付けたこと（学校教育法施行令第 18 条の 2）に鑑み、小学校及び特別支援学校において障害のある児童が入学する際には、早期に保護者と連携し、日常生活の状況や留意事項等を聴取し、当該児童の教育的ニーズの把握に努め、適切に対応すること。

7. 教育活動等を行う際の留意事項等

(1) 障害種別と指導上の留意事項

障害のある幼児児童生徒への支援に当たっては、障害種別の判断も重要であるが、当該幼児児童生徒が示す困難に、より重点を置いた対応を心がけること。

また、医師等による障害の診断がなされている場合でも、教師はその障害の特徴や対応を固定的にとらえることのないよう注意するとともに、その幼児児童生徒のニーズに合わせた指導や支援を検討すること。

(2) 学習上・生活上の配慮及び試験などの評価上の配慮

各学校は、障害のある幼児児童生徒が、円滑に学習や学校生活を行うことができるよう、必要な配慮を行うこと。

また、入学試験やその他試験などの評価を実施する際にも、別室実施、出題方法の工夫、時間の延長、人的な補助など可能な限り配慮を行うこと。

(3) 生徒指導上の留意事項

障害のある幼児児童生徒は、その障害の特性による学習上・生活上の困難を有しているため、周囲の理解と支援が重要であり、生徒指導上も十分な配慮が必要であること。

特に、いじめや不登校などの生徒指導上の諸問題に対しては、表面に現れた現象のみにとらわれず、その背景に障害が関係している可能性があるか否かなど、幼児児童生徒をめぐる状況に十分留意しつつ慎重に対応する必要があること。

そのため、生徒指導担当にあっては、障害についての知識を深めるとともに、特別支援教育コーディネーターをはじめ、養護教諭、スクールカウンセラー等と連携し、当該幼児児童生徒への支援に係る適切な判断や必要な支援を行うことができる体制を平素整えておくことが重要であること。

(4) 交流及び共同学習、障害者理解等

障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習は、障害のある幼児児童生徒の社会性や豊かな人間性を育む上で重要な役割を担っており、また、障害のない幼児児童生徒が、障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための機会である。

このため、各学校においては、双方の幼児児童生徒の教育的ニーズに対応した内容・方法を十分検討し、早期から組織的、計画的、継続的に実施することなど、一層の効果的な実施に向けた取組を推進されたいこと。

なお、障害のある同級生などの理解についての指導を行う際は、幼児児童生徒の発達段階や、障害のある幼児児童生徒のプライバシー等に十分配慮する必要があること。

(5) 進路指導の充実と就労の支援

障害のある生徒が、将来の進路を主体的に選択することができるよう、生徒の実態や進路希望等を的確に把握し、早い段階からの進路指導の充実を図ること。

また、企業等への就職は、職業的な自立を図る上で有効であることから、労働関係機関等との連携を密にした就労支援を進められたいこと。

(6) 支援員等の活用

障害のある幼児児童生徒の学習上・生活上の支援を行うため、教育委員会の事業等により特別支援教育に関する支援員等の活用が広がっている。

この支援員等の活用に当たっては、校内における活用の方針について十分検討し共通理解のもとに進めるとともに、支援員等が必要な知識なしに幼児児童生徒の支援に当たることのないよう、事前の研修等に配慮すること。

(7) 学校間の連絡

障害のある幼児児童生徒の入学時や卒業時に学校間で連絡会を持つなどして、継続的な支援が実施できるようにすることが望ましいこと。

8. 厚生労働省関係機関等との連携

各学校及び各教育委員会等は、必要に応じ、発達障害者支援センター、児童相談所、保健センター、ハローワーク等、福祉、医療、保健、労働関係機関との連携を図ること。

(お問い合わせ先)

文部科学省初等中等教育局

特別支援教育課(古川、富田、吉原)

電話：03-5253-4111(代表)(内線3192)

03-6734-3192(直通)

参考情報

特別支援教育を推進するために、下記情報を参照されたい。

○ 関係法令・通知等

主な関係法令・通知等は下記のとおりである。

- ・ 「発達障害者支援法」(平成16年12月10日法律167号)
- ・ 「発達障害のある児童生徒等への支援について」(平成17年4月1日付け17文科初第211号文部科学省関係局長連名通知)
- ・ 「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」(平成17年12月8日中央教育審議会答申)
- ・ 「学校教育法施行規則の一部改正等について」(平成18年3月31日付け17文科初第1177号文部科学省初等中等教育局長通知)
- ・ 「学校教育法等の一部を改正する法律」(平成18年6月21日法律第80号)
- ・ 「特別支援教育の推進のための学校教育法等の一部改正について」(平成18年7月18日付け18文科初第446号文部科学事務次官通知)
- ・ 「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令等の整備について」(平成19年3月30日付け18文科初第1290号文部科学事務次官通知)

○ ガイドラインの活用

教育委員会及び学校が、発達障害のある児童生徒への教育支援体制を整備する際には、文部科学省において作成した下記ガイドラインを参照されたい。このガイドラインには、校長、特別支援教育コーディネーター、教員等が具体的に行うべきことについても収録されている。

- ・ 「小・中学校におけるLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥/多動性障害)、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン(試案)」
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/16/01/04013002.htm

○ インターネットによる情報

文部科学省及び独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の刊行物やホームページなどで提供する情報についても、下記により適宜参照されたい。

- ・ 文部科学省特別支援教育関係ホームページ：
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main.htm
- ・ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所ホームページ：
<http://www.nise.go.jp/>
<http://www.nise.go.jp/portal/index.html>